

## 資料 2

建築・都市整備・道路委員会  
平成 25 年 12 月 11 日  
道 路 局

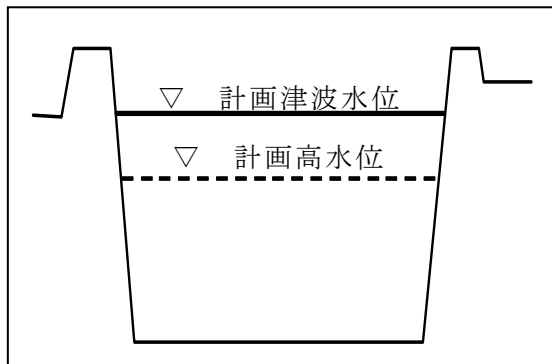
### 市第 81 号議案 横浜市準用河川に係る河川管理施設等の 構造の技術的基準に関する条例の一部改正について

#### 1 条例の一部改正理由

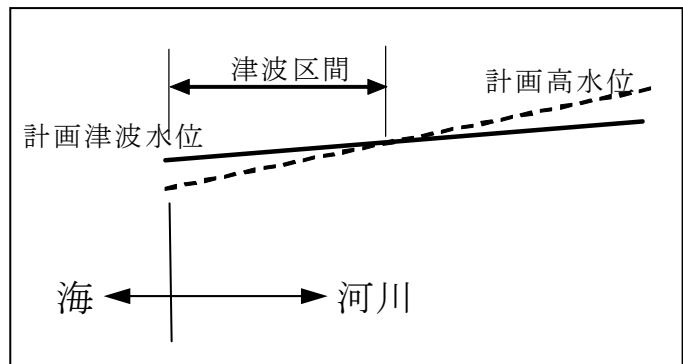
横浜市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例は、河川管理施設等構造令を参酌して制定しています。平成 25 年 7 月の河川管理施設等構造令の一部改正に伴い、準用河川に係る河川管理施設等の構造について、津波に対応した一般的技術的基準等を定めるため、横浜市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する必要がありますので、本定例会に議案として提案しております。

#### 2 改正内容

- (1) 「津波」を洪水や高潮とは、異なる外力として規定し、市長が計画津波水位を定め、計画津波水位が計画高水位より高い河川の区間を津波区間として設定し、堤防の高さを計画津波水位より下回らないものとする等とを定めます。



断面図



縦断面図

- (2) 可動堰、水門及び樋門は、操作員の安全を確保するために必要があるときは自動的に、又は遠隔操作により、ゲートの開閉を行うことができるものとするを定めます。

### 3 施行時期

国の河川管理施設等構造令の一部改正については、既に平成 25 年 7 月に施行されているため、本条例は、議決後の公布日より施行します。

ただし、2 の改正内容は、経過措置により、施行後に改築等が行われる施設が対象となります。

### 4 改正後の対応

横浜市管理の準用河川施設（護岸等）については、平成 26 年度に神奈川県が改訂予定の海岸保全基本計画を踏まえ、市長が計画津波水位等を定め、津波対策を進めます。

津波対策の検討については、関連部局と連携し、進めてまいります。